

水利施設管理強化事業実施要綱

令和3年3月29日付け2農振第3534号
最終改正 令和4年3月30日 3農振第2972号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合開発局長
北 海 道 知 事 } 殿

農林水産事務次官

第1 目的及び趣旨

農業水利施設は、農業用水の供給、農地排水等の機能だけでなく、国土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有しているが、集中豪雨の激甚化・頻発化によって、施設管理者は複雑かつ高度な操作・管理を求められている。このため、水利施設管理強化事業（以下「本事業」という。）は、農業水利施設の役割に応じて施設管理者を支援し、多面的機能の適正な發揮を図ることを目的とする。

第2 事業の内容

1 一般型

一般型は、水利施設管理強化計画（以下「管理強化計画」という。）に基づき、国営造成施設（共同事業により造成した施設を含む。）及びこれと一体不可分な国営附帯都道府県営造成施設を管理する土地改良区又は土地改良区連合（以下「土地改良区等」という。）に対する支援を行う。

2 特別型

特別型は、以下に掲げるいづれかの流域治水対策を実施する農業水利施設（一般型の対象となるものを除く。）において、流域治水推進計画を策定して実施する取組に対する支援を行う。

(1) 流域治水プロジェクト（次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進される「流域治水プロジェクト」をいう。）が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの

ア 流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水治第30号・国水下事第19号・国水下流第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

イ 二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）

(2) 治水協定（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づき締結される協定をいう。）

の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの

- (3) 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたものの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの

第3 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県又は市町村とする。

第4 水利施設管理強化計画

一般型の管理強化計画は、農村振興局長が別に定めるところにより、事業実施主体が策定するものとする。なお、策定に当たっては、都道府県が事業実施主体の場合にあっては関係市町村及び関係土地改良区等と、市町村が事業実施主体の場合にあっては都道府県及び関係土地改良区等と、地域の農業情勢及び自然的・社会的状況の変化に対応した施設の管理強化方策をそれぞれ協議するものとする。

第5 事業の申請

1 一般型

- (1) 一般型を実施しようとする市町村にあっては、管理強化計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、一般型を実施しようとする市町村の長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日までに、管理強化計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

2 特別型

- (1) 特別型を実施しようとする市町村にあっては、流域治水推進計画を添付した事業採択申請書を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、特別型を実施しようとする市町村の長から事業の実施の申請があったとき又は都道府県が事業を実施しようとするときは、当該事業の採択を希望する年度の前年度の12月20日（令和4年度に限り、令和4年10月末日）までに、流域治水推進計画を添付した事業採択申請書を地方農政局長等に提出するものとする。

第6 事業の採択

- 1 地方農政局長等は、第5の規定により提出された事業採択申請書を審査の上、適當と認めるときは、都道府県知事に採択通知書を交付するものとする。
- 2 市町村の行う本事業について採択通知書を交付された都道府県知事は、本事業の実施を申請した市町村の長へ採択の決定を通知するものとする。

第7 計画の変更

1 一般型

- (1) 管理強化計画の内容について変更を行う場合には、事業実施主体は第4の手続に準じて変更を行うものとする。

- (2) 管理強化計画の変更を行った市町村にあっては、変更後の管理強化計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、管理強化計画の変更を行った市町村長から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は都道府県が管理強化計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に提出するものとする。

2 特別型

- (1) 流域治水推進計画の変更を行った市町村にあっては、変更後の流域治水推進計画を都道府県知事に提出するものとする。
- (2) 都道府県知事は、流域治水推進計画の変更を行った市町村長から変更後の流域治水推進計画の提出があったとき又は都道府県が流域治水推進計画の変更を行ったときは、速やかに変更後の計画を地方農政局長等に提出するものとする。

第8 補 助

国は、別表1に掲げる一般型の事業費及び別表2に掲げる特別型の事業費について、別に定めるところにより、予算の範囲内において、都道府県に補助するものとする。

第9 委 任

この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に農村振興局長が定めるところによるものとする。

附 則

この通知は、令和4年3月30日から施行する。

別表 1

一般型の事業費	
ア 多面的機能の発揮に対応した費用	管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設（イに掲げる施設を除く。）の管理に要する費用（操作運転費、点検整備費、施設管理費、施設運営費、調査業務費、諸油脂費及び電力料をいう。以下同じ。）に 1.6 分の 0.6 を乗じて得た額を上限とする費用。
イ 治水協定ダムの洪水調節機能強化等の発揮に対応した費用	<p>管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設のうち、以下の（1）から（4）までのいずれかに該当する施設の管理に要する費用に 1.75 分の 0.75 を乗じて得た額を上限とする費用。</p> <p>(1) 治水協定ダム（「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」（令和元年 12 月 12 日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定）に基づく治水協定を締結している農業用ダムをいう。以下同じ。） (2) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づき策定する都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画に位置付けられている施設 (3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づき策定する都道府県の水防計画に位置付けられている施設 (4) 地方公共団体の長と土地改良区等の長が地域の防災・減災のために締結している協定に位置付けられている施設</p>
ウ その他	管理強化計画に位置付けられた土地改良区等管理施設の整備補修に要する費用。

別表 2

特別型の事業費	
ア 基礎的取組	流域治水の推進のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用。
イ 追加的取組	治水協定ダムの事前放流、農業用ため池の低水位管理、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組に要する費用。

水利施設管理強化事業実施要領

令和3年3月29日付け2農振第3535号
最終改正 令和4年3月30日 3農振第2973号

各 地 方 農 政 局 長
国土交通省北海道開発局長
内閣府沖縄総合開発局長
北 海 道 知 事 } 殿

農村振興局長

事業の実施に関しては、水利施設管理強化事業実施要綱（令和3年3月29日付け2農振第3534号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）によるほか、この要領によるものとする。

第1 事業の内容等

- 1 要綱第2の1の「一体不可分な国営附帯県営造成施設」は、国営土地改良事業の事業計画上の関連事業又は用水計画若しくは排水計画に位置付けられている都道府県営造成施設とする。
- 2 要綱第4の管理強化計画は別紙様式第1号によるものとし、要綱別表1のイの（1）から（4）までに該当する施設がある場合には、その事実が確認できる資料の写しを添付すること。なお、管理強化計画を提出する年度内に治水協定を締結等する見込みの施設については、締結等予定年月を記載し、締結等後速やかにその事実が確認できる資料の写しを提出すること。

第2 事業の申請

1 一般型

- (1) 要綱第5の1の（1）の「事業採択申請書」は、別紙様式第2－2号によるものとする。
- (2) 要綱第5の1の（2）の「事業採択申請書」は、別紙様式第2－3号によるものとする。

2 特別型

- (1) 要綱第5の2の（1）の「流域治水推進計画」は、別紙様式第2－1号によるものとし、要綱第2の2の（1）から（3）までのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等の写しを添付すること。当該年度内に締結する見込みの施設については、締結予定年月を記載し、締結後速やかに提出すること。
- (2) 要綱第5の2の（1）の「事業採択申請書」は、別紙様式第2－4号によるものとする。
- (3) 要綱第5の2の（2）の「事業採択申請書」は、別紙様式第2－5号によるものとする。

第3 事業の採択

- 1 要綱第6の都道府県知事に対する採択通知書は別紙様式第3－1号によるものとする。

2 要綱第6の市町村に対する通知は別紙様式第3-2号により行うものとする。

第4 計画の変更

1 一般型

- (1) 要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、市町村は、別紙様式第4-1号により、都道府県知事に変更後の管理強化計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村から変更後の管理強化計画の提出があったとき又は要綱第7の1により「管理強化計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第4-2号により、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長。以下同じ。）へ報告するものとする。

2 特別型

- (1) 要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、市町村は、別紙様式第4-3号により、都道府県知事に変更後の流域治水推進計画を提出するものとする。
- (2) (1)の規定により市町村から変更後の流域治水推進計画の提出があったとき又は要綱第7の2により「流域治水推進計画」を変更したときは、都道府県知事は、別紙様式第4-4号により、地方農政局長等へ報告するものとする。

附 則

この通知は、令和4年3月30日から施行する。

別紙様式第1号

○○地区水利施設管理強化計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
関係市町村名		関係土地改良区名	
地区受益面積		受益農家戸数	
基本国営事業			

2. 地域概要

(1) 概況

--

(2) 地域農業の展開方向

--

(3) 地域の開発方向

--

(4) 土地改良施設の地域社会との関わり

--

3. 施設概要

(○○土地改良区) ※土地改良区ごとに記載

ア. ダム

施設名	堤高 (m)	総貯水量 (千m ³)	設計洪水量 (m ³ /s)	地域防災計画等への位置付けの有無	治水協定ダム

イ. 頭首工

施設名	堤長 (m)	設計洪水量 (m ³ /s)	地域防災計画等への位置付けの有無

ウ. 用水機場

施設名	揚程 (m)	用水量 (m ³ /s)	地域防災計画等への位置付けの有無

エ. 排水機場

施設名	総口径 (mm)	排水量 (m ³ /s)	地域防災計画等への位置付けの有無

オ. 橋門

施設名	通水量 (m ³ /s)	地域防災計画等への位置付けの有無

カ. 水路

施設名	延長 (m)	地域防災計画等への位置付け の有無

キ. その他施設

施設名	規模・構造	地域防災計画等への位置付け の有無

4. 事業費

(○○土地改良区) ※土地改良区ごとに記載

費目区分	単年想定事業費	備考
ア 多面的機能の発揮に対応した費用		
イ 治水協定ダムの洪水調節機能強化 等の発揮に対応した費用		
ウ その他		

別紙様式第2－1号

流域治水推進計画

1. 地区概要

地区名		都道府県名	
市町村名		施設管理者名	

2. 対象施設調書

ア. ダム

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤頂長 (m)	総貯水量 (千m ³)	設計洪水量 (m ³ /s)	協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

イ. 頭首工

施設名	所在地	水系名	河川名	型式	堤高 (m)

堤長 (m)	取水量 (m ³ /s)	設計洪水量 (m ³ /s)	協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

ウ. 用水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	用水量 (m ³ /s)

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

エ. 排水機場

施設名	所在地	水系名	河川名	総口径 (mm)	排水量 (m ³ /s)

設計洪水量 (m³/s)	協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

オ. 橋門

施設名	所在地	水系名	河川名	通水量 (m³/s)

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

カ. 水路

施設名	所在地	水系名	河川名	延長 (m)	構造

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

キ. ため池

施設名	所在地	水系名	河川名	総貯水量 (千m³)

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

ク. その他施設

施設名	所在地	水系名	河川名	規模・構造

協定等の区分	対象施設を活用した流域治水の取組内容

※協定等の区分については、要綱第2の2の（1）から（3）までのいずれかに該当する流域治水プロジェクト等を記載すること。

3. 基礎的取組

取組内容	想定事業費	備考

計		

4. 追加的取組

取組内容	想定事業費	備考
計		

※対象となる施設ごとに記載すること。

別紙様式第2-2号

水利施設管理強化事業（一般型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

○○市町村長

下記地区について、○○年度から水利施設管理強化事業（一般型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の1の（1）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記

地区名	土地改良区名	備考

別紙様式第2-3号

水利施設管理強化事業（一般型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿

〔北海道にあっては農振興局長〕

〔沖縄県にあっては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

下記地区について、○○年度から水利施設管理強化事業（一般型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の1の（2）に基づき、水利施設管理強化計画を添付して申請します。

記

地区名	事業実施主体名	土地改良区名	備考

別紙様式第2－4号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

○○市町村長

下記地区について、○○年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の2の（1）に基づき、流域治水推進計画を添付して申請します。

記

施設名	施設造成者名	施設管理者名	備考

別紙様式第2－5号

水利施設管理強化事業（特別型）事業採択申請書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
北海道にあっては農振興局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長

都道府県知事

下記地区について、○○年度から水利施設管理強化事業（特別型）を実施したいので採択されたく、水利施設管理強化事業実施要綱第5の2の（2）に基づき、流域治水推進計画を添付して申請します。

記

施設名	事業実施主体名	施設造成者名	施設管理者名	備考

別紙様式第3－1号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

地方農政局長
〔 北海道にあっては農村振興局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長 〕

○○年○○月○○日付け○○第○○号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

<一般型の場合>

事業型	地区名	事業実施主体名	土地改良区名	事業費	備考

<特別型の場合>

事業型	施設名	事業実施主体名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第3－2号

水利施設管理強化事業実施採択通知書

番 号
年 月 日

○○市町村長 殿

都道府県知事

○○年○○月○○日付け○○第○○号をもって申請のあった下記地区について、事業実施地区として採択したので通知する。

記

<一般型の場合>

事業型	地区名	土地改良区名	事業費	備考

<特別型の場合>

事業型	施設名	施設管理者名	事業費	備考

別紙様式第4－1号

水利施設管理強化計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

○○市町村長

水利施設管理強化事業（一般型）の水利施設管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の1により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 水利施設管理強化計画（変更）

※別紙様式第1号により、変更に係る項目については上段括弧書きで変更前を記載する。

別紙様式第4－2号

水利施設管理強化計画変更手続報告書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
〔北海道にあっては農振興局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長〕

都道府県知事

水利施設管理強化事業（一般型）の管理強化計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の1により報告します。

記

- 1 地区名
- 2 水利施設管理強化計画（変更）

※別紙様式第1号により、変更に係る項目については上段括弧書きで変更前を記載する。

別紙様式第4－3号

流域治水推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

○○市町村長

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の2により提出します。

記

- 1 施設名
- 2 流域治水推進計画（変更）

※別紙様式第2－1号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。

別紙様式第4－4号

流域治水推進計画変更手続書

番 号
年 月 日

地方農政局長 殿
（北海道にあっては農振興局長
沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）

都道府県知事

水利施設管理強化事業（特別型）の流域治水推進計画を変更したので、水利施設管理強化事業実施要綱第7の2により提出します。

記

- 1 施設名
- 2 流域治水推進計画（変更）

※別紙様式第2－1号により、変更に係る項目については、変更前の情報を各項目の上段に括弧書きで記載する。